

マージン率等の情報

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律の第23条5項により、マージン率を公開いたします。

対象期間：2022年1月1日～2022年12月31日



	派遣労働者の数	労働者派遣に関する 料金平均額（消費税込み）	派遣労働者の平均賃金	マージン率	派遣先の数
本社	223	¥17,682	¥11,683	33.9%	25
北海道営業所	28	¥15,414	¥10,355	32.8%	11
東北営業所	34	¥16,578	¥11,510	30.6%	8
中部営業所	59	¥16,645	¥11,135	33.1%	13
関西支社	51	¥16,260	¥12,585	22.6%	11
中国営業所	22	¥14,208	¥10,561	25.7%	7
九州営業所	38	¥16,134	¥10,967	32.0%	9

キャリアアップ措置の種別	対象となる派遣労働者の種別		訓練の方法の別	訓練費負担の別 (無償の場合実費負担なし)	賃金支給の別 (有給の場合無給部分なし)	
	1.雇用時	2.派遣中				
1.入職時基礎的訓練	1.雇用時	2.派遣中				
2.職能別訓練	2.派遣中	3.待機中				
3.職種転換訓練	3.待機中	4.入社年に応じる（階級別訓練の場合のみ）				
4.階層別訓練	4.入社年に応じる（階級別訓練の場合のみ）	5.その他				
5.その他の教育	5.その他					
	具体的な教育訓練		具体的な教育訓練			
1	ビジネスマナー	1	新入社員	OFF-JT	無償	有給
1	商品研修	1	新入社員	OFF-JT	無償	有給
2	商品研修	2	入社2年目以降社員	OFF-JT	無償	有給
2	リーダー研修	2	入社2年目以降社員	OFF-JT	無償	有給

教育訓練に関する事項	安全衛生教育/ビジネススキル研修/商品研修/新入社員研修/リーダー研修
労働者派遣法30条の4第1項目の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2023年4月1日～2024年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	すべての派遣労働者